

平成 23 年 7 月 28 日  
相模石油株式会社

**株式会社パートナーシップ及び同社代表取締役、山崎淳 氏に対する損害賠償  
訴訟の提起に関するお知らせ**

相模石油株式会社（代表取締役 小泉光一郎）は、横浜地方裁判所におきまして、株式会社パートナーシップ（本社：神奈川県鎌倉市七里ヶ浜東 2-20-10、事務所：神奈川県藤沢市南藤沢 4-11 第 5 榎本ビル 3F）及び代表取締役山崎淳 氏（当社、元駐車場運営事業部部長）に対して、損害賠償請求訴訟を提起いたしました。

当社は、駐車場運営事業部における昨年の解約多発事案の調査の結果、両者に対して民事上の損害賠償請求訴訟を提起することにより責任追及を行うのが相当である、との判断に至りましたので、その概要について公表させていただきます。

また、関係者から伝え聞くところによれば、当社駐車場の地主様及び仲介業者様に対して、株式会社パートナーシップ従業員による『相模石油株式会社の駐車場部門を株式会社パートナーシップへ委譲した』『相模石油株式会社と株式会社パートナーシップとどちらと契約してもよい形になっている』等の風説の流布が見受けられますが、事実無根であります。

今後、当社では、元従業員が招いた負の遺産から決別し、「地域に貢献する」という経営理念に今一度立ち返り、地域の皆様にとって利用しやすい駐車場を目指し、役職員一丸となって取り組んでまいります。引き続き、当社に対する変わらぬご支援を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

（添付資料）

- ・ 損害賠償請求の提訴の概要

以上

<損害賠償請求の提訴の概要>

相模石油株式会社

- 1 訴訟を提起した裁判所及び年月日  
横浜地方裁判所 平成23年6月24日
- 2 訴訟を提起した者（原告）
  - (1) 名称 相模石油株式会社  
代表取締役 小泉光一郎  
本店所在地 神奈川県平塚市紅谷町16番4号
- 3 訴訟を提起した相手（被告）
  - (1) 元駐車場運営事業部部長 山崎淳 氏
  - (2) 名称 株式会社パートナーシップ  
代表取締役 山崎淳 氏  
本店所在地 神奈川県鎌倉市七里ガ浜東2丁目20番10号  
事務所 神奈川県藤沢市南藤沢4-1-1 第5榎本ビル3F
- 4 訴訟の内容と請求金額
  - (1) 訴訟の内容  
民法415条、民法719条、又は会社法429条及び  
会社法350条に基づく損害賠償請求
  - (2) 損害賠償請求金額  
各自、1億374万264円、他

5 請求の内容

(1) 被告山崎による駐車場物件の奪取

被告山崎は、①原告在職中の平成19年3月1日に被告会社を設立して自ら代表取締役に就任し、②原告の経営管理に係る駐車場（以下「原告駐車場」という）のうち、少なくとも6物件について、原告駐車場運営事業部・部長の地位を利用して、平成22年6月から同年10月にかけて順次、地主との賃貸借契約を解約し、原告駐車場を閉設した上、③改めて（自らが経営する）被告会社において地主との賃貸借契約又はそれに類する契約を締結し直し、新たに被告会社の経営管理に係る駐車場（以下「被告駐車場」という）を開設して、以後、同所において被告駐車場を経営管理していることが判明した。

他2項目

(2) 被告山崎の誠実義務違反

被告山崎の上記行為は、①原告の幹部従業員としてとりわけ高度の誠実義務を課されるべき立場にあるにもかかわらず逆にその地位を利用したという点で極めて背信的である上、②もっぱら原告の犠牲の上に自ら設立した競業会社（被告会社）の利益を図ったものであるという極めて身勝手かつ利己的な主観面とその態様、③現に原告が本件各物件からの駐車場売上金収入を喪失し、1億円超の莫大な損害を被っている点等を総合考慮すれば、これが社会的相当性を逸脱して、原告の正当な権利を不当に侵害する行為であり、原告に対する誠実義務違反に当たり、原告に対する債務不履行もしくは不法行為を構成し、又は会社法429条に基づく損害賠償責任を負うことは明白である。

(3) 被告会社の責任

被告山崎の前記所為は、原告駐車場事業部部長としての行為と、前記被告駐車場のための用地を獲得するという被告会社の代表取締役としての職務とが不可分一体として行われたものであり、それにより原告に損害を与えたものである。

従って、被告山崎の前記所為には会社法350条が適用されるので同条に基づき、又は不法行為に基づき、被告会社は、被告山崎と連帯して原告の損害を賠償する責任を負う。

以上